三　収容定員が八〇〇人の場合であって、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職大学特例割合を乗じて得た額とする。

二　短期大学

(一)　収容定員が一〇〇人の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費		二七五	三七〇	三〇三
設備の整備に要する経費		一一	二一九	四四
合計		二八六	五八九	三四七

備考

一　［略］

二　この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一若しくは第二又は専門職短期大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学科の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学科の種類を含むものとする。（別表第一の二の(一)の表において同じ。）

ア～ウ　［略］

三　［略］

四　一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア　施設の整備に要する経費　当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合（以下「専門職短期大学特例割合」という。）を前号アの割合に乗じた割合

イ　設備の整備に要する経費　専門職短期大学特例割合を前号イの割合に乗じた割合

五　収容定員が一〇〇人の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学特例割合を乗じて得た額とする。

六　第三号において、基準校舎面積とは、第二号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類（ただし、第二号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による短期大学設置基準別表第二のイの表又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の二の(一)の表において同じ。）

［号を加える。］

二　短期大学

(一)　収容定員が一〇〇人の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費		二六八	三六一	二九五
設備の整備に要する経費		一一	二一九	四四
合計		二七九	五八〇	三三九

備考

一　［同上］

二　この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一又は第二に掲げる学科の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学科の種類を含むものとする。（別表第一の二の(一)の表において同じ。）

ア～ウ　［同上］

三　［同上］

［号を加える。］

四　前号において、基準校舎面積とは、第二号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類（ただし、第二号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の二の(一)の表において同じ。）